

学校法人 高田学苑

評議員 名簿

(令和7年5月30日現在)

No.	氏名	寄附行為 選任条項 (第33条第1項)
1	野 呂 健 一	第1号 この法人の職員のうちから選任した者 4名
2	箕 田 昭 子	第1号 この法人の職員のうちから選任した者 4名
3	北 川 裕 之	第1号 この法人の職員のうちから選任した者 4名
4	谷 朋 宏	第1号 この法人の職員のうちから選任した者 4名
5	小 川 友 香	第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 4名
6	倉 田 栄 治	第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 4名
7	伊 藤 博 康	第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 4名
8	岩 崎 和 彦	第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 4名
9	弓 削 弘 嗣	第3号 学識経験者のうちから選任した者 4名
10	小 柴 弥 生	第3号 学識経験者のうちから選任した者 4名
11	土 肥 美 賀	第3号 学識経験者のうちから選任した者 4名
12	鷲 尾 敦	第3号 学識経験者のうちから選任した者 4名

【 寄附行為 第33条第1項 】
第1号 この法人の職員のうちから選任した者 4名
第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 4名
第3号 学識経験者のうちから選任した者 4名

【 寄附行為 第33条第2項 】
前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

【 寄附行為 第33条第3項 】
評議員会は、評議員の総数が12名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。